

## 令和8年度鉱山保安監督指導方針

令和8年4月24日  
中部近畿産業保安監督部近畿支部

鉱山保安は人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることを最終目標としており、「第14次鉱業労働災害防止計画（令和5～9年度）」（以下「第14次計画」という。）では、各鉱山における目標（鉱山災害の撲滅）、全鉱山における目標（5年間平均の災害度数率0.70以下、等）をそれぞれ設定している。

全国の鉱山災害発生状況について、令和7年1～12月を振り返ると、危害関係は28件発生し、罹災者数の合計が16名（前年から2名増加）であり、内訳は死亡者1名、重傷者（休業日数が2週間以上）13名、軽傷者2名であった。また、鉱害関係は0件（前年から2件減少）であった。

一方、中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「当支部」という。）管内の令和7年の鉱山災害発生状況は、危害関係は1件（前年から1名減少）、鉱害関係は0件であったが、令和8年1月には、既に2件（うち、1件は死亡災害）発生している。

さらに、平成30年から令和7年までに発生した鉱山災害を分類すると、災害発生事由では「運搬装置のため」、「墜落」及び「転倒」が全体の約6割を占め、罹災者の年齢構成は50歳以上の高年齢者が約4割を占めている状況にある。

このように、鉱山災害は罹災者数に増減はあるものの、依然として発生し続けており、国としては、第14次計画において鉱山保安マネジメントシステム（以下「鉱山保安MS」という。）の運用の深化をはじめとした対策に取り組んでいるところであるが、鉱山災害を減少させるためには、特に「発生頻度の高い災害」と「高年齢者の労働災害」に重点を置き、鉱山保安MSの実効性を確保した取組を進めることが重要である。

以上を踏まえ、当支部は、第14次計画の4年度目として同計画の目標達成に資するため、「令和8年度鉱山保安監督指導方針」を下記のとおり定める。

### 記

#### I 目標

当支部管内の全鉱山において無災害となること。

#### II 令和8年度における重点事項

##### 1. 危害の防止

- (1) 危害関係の鉱山災害のうち、発生頻度が高い災害事由として、「運搬装置のため（コンベアのため、車両系鉱山機械又は自動車のため）」、「墜落」及び「転倒」が挙げられる。これらの危害リスクを低減するため、個々の現場においてリスクアセスメントが継続的に実施され、その結果に基づき、具体的な改善措置が講じられているかを確認する。
- (2) 電気工作物に起因する危害（感電事故、スパークによる火傷等）を低減するため、保安規程、電気設備に関する技術基準等に基づき、電気工作物が適切に維持・管理されているかを確認する。
- (3) 粉じんによる鉱山労働者等に対する健康被害を防止するため、適切な防じんマスクの使用・管理、作業環境粉じん濃度の測定結果等の作業等への周知、粉じん作業場に関する掲示等の状況について確認する。また、作業環境粉じん濃度の測定結果について、鉱山の測定結果及び当支部職員による現場測定（外注分析を含む。）結果を踏まえ、規制基準への適合状況を確認する。

## 2. 鉱害の防止

- (1) 坑廃水の排出、鉱煙の排出、騒音、振動等の規制基準が適用される鉱山（附属施設を含む。）について、鉱山の測定結果及び当支部職員による現場測定（外注分析を含む。）結果を踏まえ、規制基準への適合状況を確認する。
- (2) 坑廃水処理施設、鉱煙発生施設、原動機を使用する選鉱場、集積場等の特定施設について、巡視・点検記録の確認のほか、技術基準への適合状況等について、維持管理（緊急時対応の強化に対する取組を含む。）が適切であるかを確認する。

## 3. 鉱山保安MSによる自主保安体制の確立

- (1) 潜在的な保安を害する要因を低減するためには、個々の現場においてリスクアセスメントを継続的に実施し、具体的な改善措置を講じることが重要である。とりわけ、想定したリスクが十分であるか、講じたリスク低減措置が想定どおりの効果を発揮できているかについて確認することは極めて重要である。

このため、リスクアセスメントの実施にあたっては、新規設備の導入時、新たな作業の開始時、作業方法の見直し時に限らず、リスクの想定漏れや評価の偏りが生じ得ることを前提として、既存の作業についても、経験年数が少ない者や高齢者への配慮、現場の状況や新たな災害事例等を踏まえた見直しが継続的に行われ、評価が適宜更新されているかを確認する。

(2) 当支部管内の鉱山に対し、鉱山保安MSチェックリストによる調査を行い、鉱山保安MSの運用状況を確認するとともに、鉱山毎の課題等を把握する。特に、鉱山MSの定着が十分ではない鉱山については、その背景等を把握し、各鉱山の実情に応じた取組が進められるよう、きめ細かな助言を行う。

#### 4. 鉱山災害及び大規模自然災害に対する防災体制

鉱山災害及び地震・台風・豪雨等の大規模自然災害に対応するため、保安規程等に基づき実施される退避、救護等の防災訓練の実施状況、非常用資材の配備、関係機関との緊急連絡体制の整備状況を確認する。

#### 5. 施策の普及、研修、保安指導等の活動

近畿鉱業会及び各地区鉱山保安部会等が主催する講習会や研修会において、施策情報、法令改正、災害事例等を周知し、鉱山の自主保安の向上に向けた普及啓発に努める。

また、作業監督者等研修及び保安指導の制度を活用し、鉱山の要望を勘案した研修・指導等を企画し、自主保安の向上を支援する。

#### 6. 当支部ウェブサイト及びメールマガジンの活用

当支部ウェブサイト及びメールマガジンを活用し、施策情報、法令改正、立入検査結果、鉱山災害等の情報を積極的に発信し、当支部管内鉱山にこれらの情報、特に鉱山災害の水平展開情報の活用を促す。